

第 6 号議案

関西広域連合広域計画変更の件

関西広域連合広域計画の全部を別冊のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 3 項の規定により、議決を求める。

令和 8 年 2 月 28 日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合広域計画の全部を別冊のとおり変更する。

